

図面リスト

E－O 1	図面リスト・特記仕様書（1）
E－O 2	特記仕様書（2）
E－O 3	案内図・配置図
E－O 4	照明設備 参考姿図・凡例
E－O 5	照明設備 1階平面図
E－O 6	照明設備 2階平面図
E－O 7	放送設備 1階平面図

特記仕様書

特記仕様書では、「○」は該当 「・」は非該当を示す。

第1編 共通事項

第1章 工事概要

- 1.1 工事件名 調布市染地ふれあいの家ほか2施設照明設備改修工事
- 1.2 工事場所 調布市染地3丁目8番地26
- 1.3 工事概要 調布市染地ふれあいの家、わかば事業所、調布市多摩川自然情報館の蛍光灯器具を撤去しLEDを新設する。調布市染地ふれあいの家の大集会室の壁掛型スピーカーを更新する。
- 1.4 週休2日制工事の適用については以下による。

○ 本工事は、現場閉所により実施する「週休2日制工事」である。週休2日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は東京都「財務局「週休2日促進工事」実施要領」及び「調布市週休2日制工事実施要領（以下、「調布市要領」）」を参照すること。ただし、「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。

なお、交代制を行う場合は、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また、実施方式は途中で変更することはできない。この場合は、東京都「財務局「週休2日交替制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。

なお、「調布市要領」は、調布市ホームページから、東京都財務局の各要領は、東京都財務局建築保全ホームページからそれぞれ入手できる。

・ 本工事は、現場閉所により実施する「週休2日制工事」の対象ではない。

第2章 一般事項

調布市では、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築・運営し、調布市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

本取組には、受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

2.1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書では、「令和5年版 東京都電気設備工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。
- (2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。
- (3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。

2.2 特許権等の調査について

本工事に使用する機材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い合調査（工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので、発注者が求めた時には、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は、発注者の指示による。

- 2.4 成績評定について
調布市請負工事成績評定要綱（平成17年3月3日要綱第15号）に基づく工事成績評定については、次による。

○ 対象

2.5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

(1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。

2.8 設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第17から23条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）によることとする。

工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）については、東京都財務局ホームページを参照する。

2.9 読み替え

標準仕様書中、「東京都契約事務規則第37条第1項」とあるのは「調布市契約事務規則第29条」と、「東京都検査事務規程第2条第2号」とあるのは「調布市工事等検査事務規程」と、「東京都の競争入札参加有資格者」とあるのは「調布市の競争入札参加有資格者」と読み替えるものとする。

また、「受注者等提出書類処理基準」とあるのは「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要領」（調布市総務部）並びに「工事提出書類一覧」（調布市総務部営繕課）と読み替えるものとする。

第4章 施工区分

- 4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い
本工事の施工に伴う光熱水費の取扱いは、次による。

○ 発注者の支給とする。

第2編 工種別事項

第1章 一般共通事項

第1節 総則

- 1.1.2 用語の定義
標準仕様書「1.1.1.2 用語の定義(16)」の表記は、次のように読み替える。

(16)「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文書をいう。

ただし、関係規程等で署名又は押印を不要とした書類については、署名又は押印がない場合も有効な書面と取扱う。

- 1.1.4 官公署その他への届出手続等（標準仕様書1.1.1.4）
工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査のうえ、これを遅滞なく行う。

- 1.1.5 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。

○ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。

○ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

○ 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

- (3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

- 1.1.7 工事実績情報の登録（標準仕様書1.1.1.7）
契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。

【登録先】一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター 電話 (03)3505-0463 FAX (03)3505-8985

- 1.1.1 関連工事等の調整
調布市染地ふれあいの家ほか2施設空調設備改修工事
施工上関連する工事については、当該工事関係者と相互に協力し、工事全体への円滑な施工計画に励むこと。

- 1.1.17 過積載の防止（標準仕様書1.1.1.17）
本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。

- 1.1.19 保険の加入及び事故の補償（標準仕様書1.1.1.19）
本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

※ 法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

第2節 工事関係図書

- 1.2.1 実施工程表
(1) 実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表を作成すること。
- 1.2.4 工事の記録等
(1) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。

○作成する。

(2) 写真帳の提出は、次による。

○作成する。

(3) デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下、「電子黑板」という。）は次による。

電子黑板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

受注者が電子黑板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黑板対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。

なお、申請時には電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）に関する資料を添付するものとする。

ア 対象機器の導入
使用機器について、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第2章 写真撮影の要領4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。

なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載されている技術を使用することをいう。

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」については、CRYPTRECホームページを参照する。

調布市総務部営繕課設計図承認日 令和7年8月14日

件名					調布市染地ふれあいの家ほか2施設照明設備改修工事				
図面リスト 特記仕様書(1)		N. S	令和7年度		令和7年8月		No		
			 調布市総務部営繕課		E-01 7枚の内				

イ 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。 ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」については、JACICホームページを参照する。 エ 本工事における黒板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが、「第3章 写真の整理と保存1」で規定されている写真編集には該当しない。 第3節 工事現場管理 1.3.4 施工条件 施工日時の場合は、次による。 (1)原則として、現地作業は以下の休館期間中に行うこと。 - 調布市染地ふれあいの家 休館期間：令和7年12月1日（月）～令和8年1月31日（土） - わかば事業所 休館期間：令和7年10月1日（水）～令和7年11月30日（日） - 調布市多摩川自然情報館 休館期間：令和7年10月1日（水）～令和8年1月31日（土） (2)関連工事の空調設備工事と施工時期を調整すること。 1.3.9 環境保全等（石綿含有建材等の取扱い） 石綿含有建材の事前調査及び撤去等の取扱いについては、標準仕様書「11.1.3.2 石綿含有建材の取扱い」及び「東京都建築工事標準仕様書 第29章」の当該事項による。 なお、新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は、同様の調査を行う。 工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。 また、石綿含有ガasket、パッキン等の石綿含有材料の事前調査及び撤去等の取扱いについては、「石綿障害予防規則」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の石綿に関する関係法令を遵守し、適切に処理する。 工事場所や規模に応じて、都、区、市及び労働基準監督署等への確認を事前に行う。 (1)事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。 なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。 （参考） 【報告対象となる工事】 ① 解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事 ② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事 ③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事 ※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。 ※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。 詳細は、厚生労働省HP「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局HP「東京都アスベスト情報サイト」等を参照 (2)事前調査の結果について、法令に基づき、定められた大きさの掲示板を公衆及び作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示する。	第4節 機器及び材料 1.4.1 環境への配慮 (1)「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、原則として、次による。 東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。 ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。 (7) 特別品目 - 環境配慮形（EM）電線・ケーブル - LEDを光源とする照明器具 (4) 特定調達品目 なし (2) 化学物質を放散させる建築材料等 ア 本工事に使用する建築材料等については、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の(7)から(1)までを満たすものとする。 (7) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボードその他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料及び仕上塗材は、ホルムアルデヒド放散量についてはイの規制対象外とし、アセトアルデヒド及びスチレンについては発散しないか、又は発散が極めて少ない材料を使用する。 (4) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (7) 接着材に含まれる可塑剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含まない難揮発性のものとする。 (1) 家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒド放散量についてはイの規制対象外とし、アセトアルデヒド及びスチレンについては発散しないか、又は発散が極めて少ない材料を使用する。 イ 設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次による。 規制対象外 (7) JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 (4) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条の7第4項に規定する国土交通大臣認定品 (7) 次の表示のあるJAS規格品 - 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 - 接着剤等不使用 - 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 - ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 - 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 - 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
---	--

第5節 施工

1.5.2 施工の検査等

(1)一般照明の照度測定

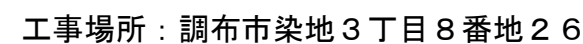
照明改修を行う部屋の改修前後の照度及び回路電流値

- 測定する
- 測定しない

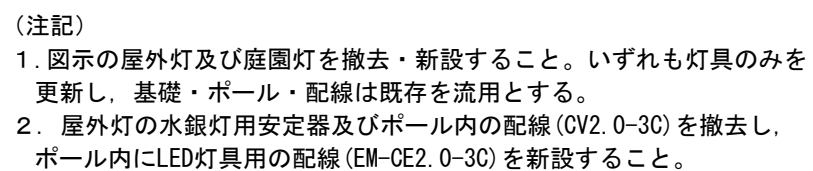
1.5.7 化学物質の濃度測定（標準仕様書1.1.5.8）

化学物質の濃度測定は、次による。

- 測定は行わない。

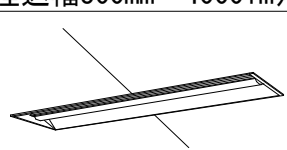
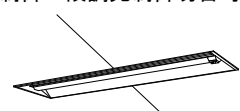
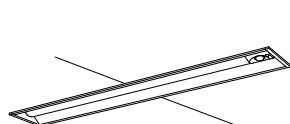
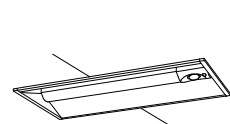
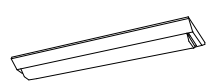
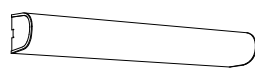
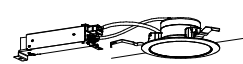
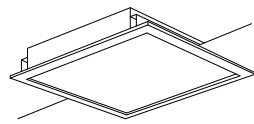
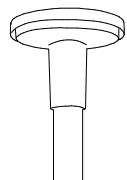
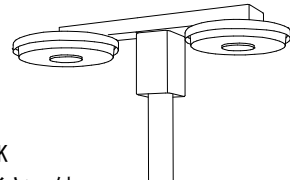


案内図 N. S



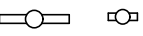
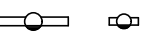
記号	器具仕様
	屋外灯・庭園灯

件名					調布市染地ふれあいの家ほか2施設照明設備改修工事	
案内図・配置図	N. S S=1/300	令和7年度	令和7年8月	No E-03 7枚の内		
		調布市総務部営繕課				

A		LED40型埋込ベースライト						B		LED20型埋込ベースライト		C		LED40型直付ベースライト																					
A12		埋込幅190mm		2500lmタイプ		A02S		埋込幅150mm		2500lmタイプ		A34D		埋込幅300mm		4000lmタイプ		B32D		幅300mm		1600lmタイプ		C12		幅150mm		2500lmタイプ		C12S		幅150mm		2500lmタイプ	
A23		埋込幅220mm		3200lmタイプ		A24S		埋込幅220mm		4000lmタイプ		非常照明（電池内蔵）タイプ						非常照明（電池内蔵）タイプ						人感センサー付											
A24		埋込幅220mm		4000lmタイプ		人感センサー付 （ON・OFF制御・段調光制御切替可能）																													
A34		埋込幅300mm		4000lmタイプ																															
 公共施設型番 A23：LRS3-4-30 A24：LRS3-4-37 A34：LRS20-4-37																																			
公共施設型番 A23：LRS3-4-30 A24：LRS3-4-37 A34：LRS20-4-37																		公共施設型番 C12：LSS9-4-23						公共施設型番 LDS1-LSS9-4-22											
D		LED20型直付ベースライト						F		LEDブラケット										G		ダウンライト													
D12		幅150mm		1600lmタイプ		F1		770 lm		F1K		790 lm		F1G		1200 lm		G22		φ150mm		600lm		G52		□150mm		1000lm							
																		人感センサー付 非常用照明器具（電池内蔵タイプ） 						色温度 4000K 											
公共施設型番 LSS9-2-15																		G32Sは、人感センサー付（段調光タイプ）とする。						リニューアブルプレート □175⇒□150付属											
J		LEDスクエア型						K		LED屋外灯										L		LED庭園灯		M		LEDスポットライト		P		LEDラインライト					
J3		□450		3640lm		K1		1850 lm		K2		3700 lm		LED電球（1520lm, 5000K）付属						710 lm		2400 lm													
						色温度 5000K 落下防止ワイヤー付 電源ユニット付属 灯具のみ交換し、ポールは既存使用とする。 						色温度 5000K 落下防止ワイヤー付 電源ユニット付属 灯具のみ交換し、ポールは既存使用とする。 						灯具のみ交換し、ポールは既存使用とする。 						人感・明るさセンサー付 本体黒色 						片側遮光タイプ 					

ア 非常照明		イ 通路誘導灯		ウ	避難口誘導灯（C級天井付）
ア 1	埋込φ100	イ 1	C級 天井付（片面）	電池内蔵タイプ 	
ア 2	埋込φ150	イ 2	C級 天井付（両面）		
電池内蔵タイプ 		電池内蔵タイプ 			
公共施設型番 K1-LRS11-1 ア 2は、リニューアブルプレート φ150⇒φ100付属		公共施設型番 ｲ1:ST1-FSF22-C ｲ2:ST1-FSF23-C		公共施設型番 SH1-FSF20-C	

照明設備 凡例

記号	器具仕様	記号	器具仕様
	埋込型照明器具		非常照明器具
	直付型照明器具		通路誘導灯
	壁掛型照明器具		避難口誘導灯
	スクエア型照明器具		スイッチ(15A×9, 3連, ネーム付)
	ダウンライト		EM-CE2.0-3C (F2#24WP)
	スポットライト		

（注記）

- 配線器具のプレートは、金属製とする。
- 人感センサーのON・OFF制御とは「人がいなくなると消灯するもの」、段調光制御とは、「人がいなくなると減光するもの」とする。

件名 調布市染地ふれあいの家ほか2施設照明設備改修工事

照明設備
参考姿図・凡例

N. S

令和7年度 令和7年8月
調布市総務部営繕課

No
E-04
7枚の内

シャワー室	
撤去	新設
直付 FL40W 1灯×1	C12×1

女子トイレ	
撤去	新設
ﾀﾞｳﾅｲﾄ ｵ150×2	G32×2
壁掛 FL20W 1灯×1	F1×1

作業室 1	
撤去	新設
埋込 FL40W 4灯×4 (灯具昇降装置含む)	A23×8
直付 FL20W 1灯×1	D12×1

※注記 5 参照

廊下	
撤去	新設
埋込 スｸｴｱ型 ｵ450×2	J3×2
ﾀﾞｳﾅｲﾄ ｵ150×13	G32×13
非常照明 ｵ150×4	71×4
直付 通路誘導灯×2	41×1 42×1
直付 避難口誘導灯×2	ウ×2

大集会室	
撤去	新設
埋込 FL40W 2灯×2	A34×2
ﾀﾞｳﾅｲﾄ ｵ200×3	—
非常照明 ｵ150×1	72×1
埋込Hf32W 1灯×10	A12×10
壁掛 ﾊﾛｹﾞﾝ110w×4	—

物入	
撤去	新設
直付 FL40W 1灯×1	C12S×1

廊下	
撤去	新設
埋込 スｸｴｱ型 ｵ450×2	J3×2
ﾀﾞｳﾅｲﾄ ｵ150×8	G22×8
非常照明 ｵ100×2	71×2
直付 通路誘導灯×1	41×1
直付 避難口誘導灯×2	ウ×2

小集会室	
撤去	新設
埋込 Hf32W 2灯×4	A24×4
非常照明 ｵ100×1	71×1

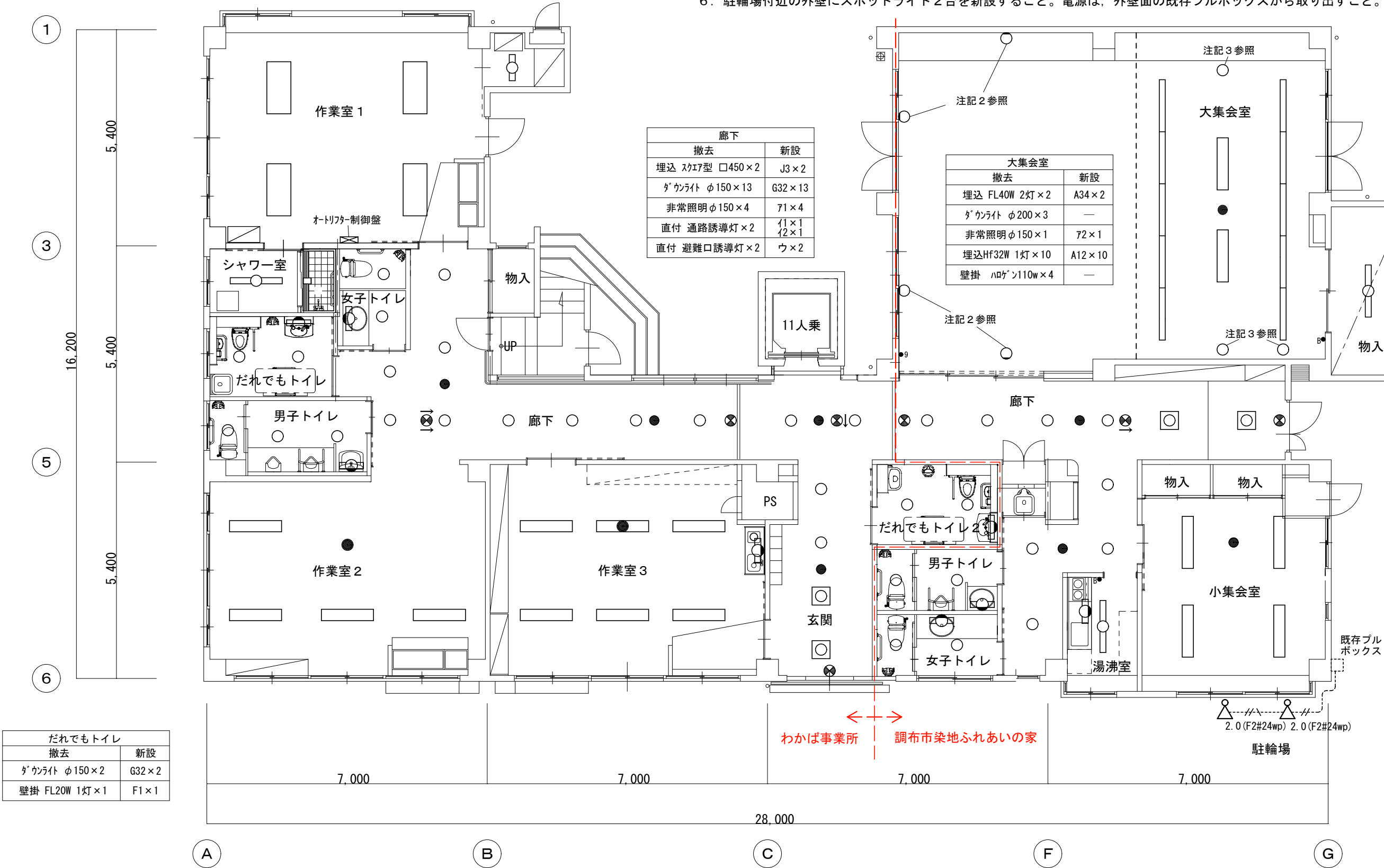
湯沸室	
撤去	新設
直付 FL40W 1灯×1	C12S×1
壁掛 FL20W 1灯×1	F1K×1

男子トイレ	
撤去	新設
ﾀﾞｳﾅｲﾄ ｵ150×2	G32×2
壁掛 FL20W 1灯×1	F1×1

女子トイレ	
撤去	新設
ﾀﾞｳﾅｲﾄ ｵ150×2	G32×2
壁掛 FL20W 1灯×1	F1×1

(注記)

- 図示の照明器具を撤去・新設すること。
- 大集会室の壁掛型ﾊﾛｹﾞﾝ110wの照明器具 4 台は撤去し、ブランクプレートの新設すること。
- 大集会室のダウンライト 3 台は撤去し、ブランクプレートの新設すること。
- 湯沸室、物入の照明器具 (S印付) が人感センサー付になることから、スイッチを撤去し、ブランクプレートの新設すること。
- 作業室 1 の埋込型照明器具4台は、既存器具寸法 W573×H1335のため、特注リニューアルプレートを用いて、新設器具を取付すること。
また、既存器具の灯具昇降装置 (定格100W) 及びオートリフター制御盤内部の操作機を撤去すること。同室の天井高さは、3.5[m]程度である。
- 駐輪場付近の外壁にスポットライト 2 台を新設すること。電源は、外壁面の既存プルボックスから取り出すこと。



だれでもトイレ	
撤去	新設
ﾀﾞｳﾅｲﾄ ｵ150×2	G32×2
壁掛 FL20W 1灯×1	F1×1

男子トイレ	
撤去	新設
ﾀﾞｳﾅｲﾄ ｵ150×3	G32×3
壁掛 FL20W 1灯×1	F1×1

作業室 2	
撤去	新設
埋込 FL40W 2灯×4	A34×4
非常照明 ｵ100×1	71×1

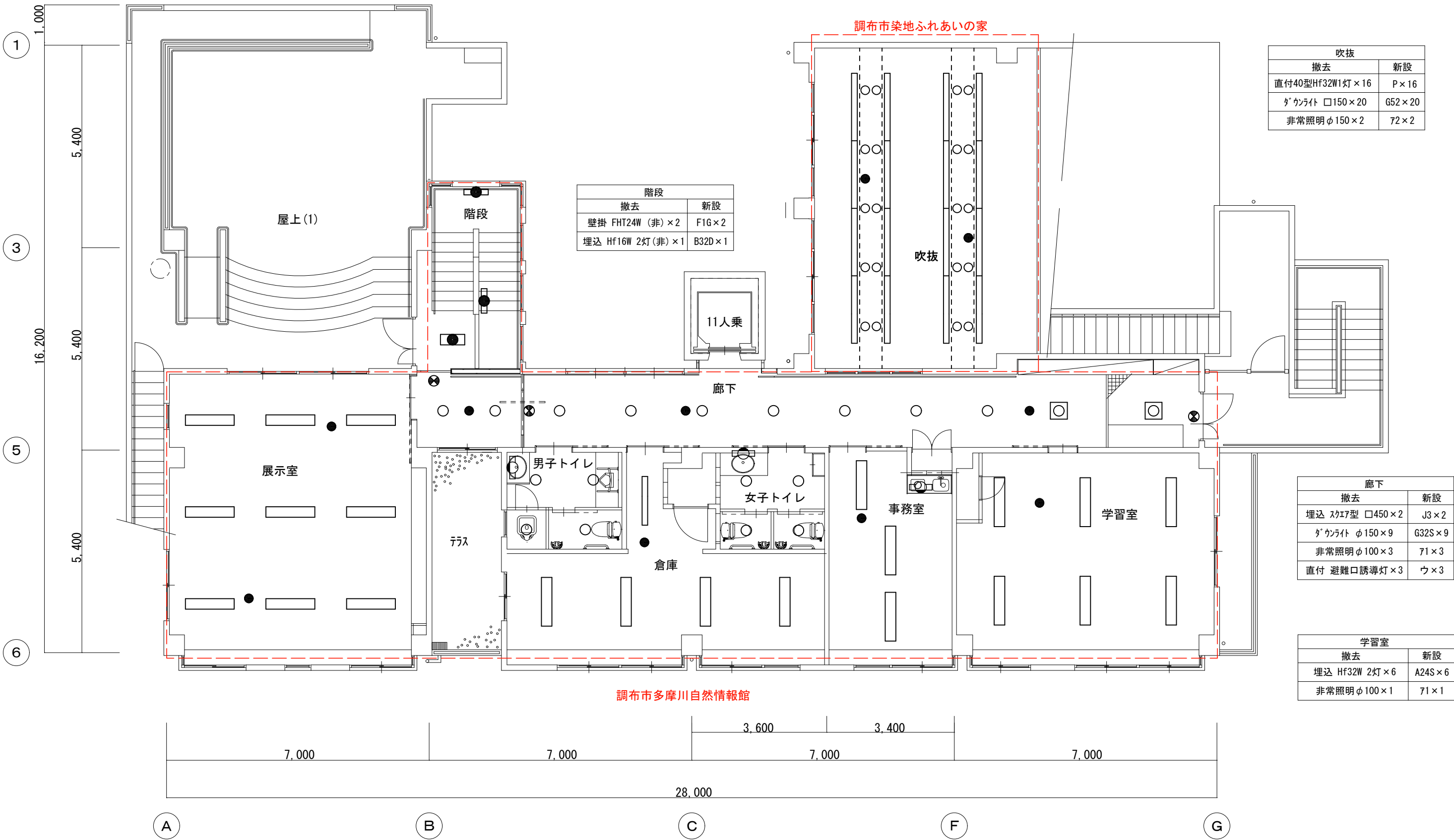
作業室 3	
撤去	新設
埋込 FL40W 2灯×5	A34×5
埋込 FL40W 2灯 (非) ×1	A34D×1
壁掛 FL20W 1灯×1	F1K×1

だれでもトイレ 2	
撤去	新設
ﾀﾞｳﾅｲﾄ ｵ150×2	G32×2
壁掛 FL20W 1灯×1	F1×1

駐輪場付近	
撤去	新設
—	M×2

件名					調布市染地ふれあいの家ほか 2 施設照明設備改修工事				
照明設備 1 階平面図	S=1/100	令和 7 年度		令和 7 年 8 月		No E-05			
				調布市総務部営繕課		7枚の内			

- (注記)
- 図示の照明器具を撤去・新設すること。
 - 展示室、学習室、廊下の照明器具の人感センサーは、段調光制御に設定すること。
倉庫の照明器具の人感センサーは、ON-OFF制御に設定すること。



展示室	
撤去	新設
埋込 Hf32W 2灯×9	A24S×9
非常照明φ100×2	71×2

男子トイレ	
撤去	新設
ﾀﾞｳﾅｲﾄ φ150×4	G32×4
壁掛 FL20W 1灯×1	F1×1

倉庫	
撤去	新設
埋込 Hf32W 1灯×1	A02S×1
埋込 Hf32W 2灯×4	A24S×4
非常照明φ100×1	71×1

女子トイレ	
撤去	新設
ﾀﾞｳﾅｲﾄ φ150×4	G32×4
壁掛 FL20W 1灯×1	F1×1

事務室	
撤去	新設
埋込 Hf32W 2灯×3	A24×3
非常照明φ100×1	71×1
壁掛 FL20W 1灯×1	F1K×1

件名					調布市染地ふれあいの家ほか2施設照明設備改修工事	
照明設備 2階平面図	S=1/100	令和7年度		令和7年8月		
		 調布市総務部営繕課		No E-06 7枚の内		

- (注記)
- 図示の壁掛型スピーカーを撤去・新設すること。
 - スピーカーの更新後、鳴動確認試験を行うこと。

放送設備 参考姿図（新設）

壁掛型スピーカー

278

380

276

58

形 式	2ウェイバスレフ形
定格入力（H i - z）	80W、60W、30W
許容入力（L o - z）	180W／90W（連続プログラム／RMS）
入力インピーダンス	（H i ）126Ω、167Ω、330Ω
	（L o ）8Ω
出力音圧レベル	90dB（1m／1W）
周波数特性	55Hz～20kHz（－20dB）
使用スピーカー	低音用：20cmコーン型 高音用：ドーム型
仕上げ	エンクロージャー：樹脂製
	パンチングネット：金属製
その他	取付金具付属

放送設備 凡例

記号	名称
	壁掛型スピーカー
[AMP]	アンプ（既存再使用）

